

群馬県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染防止対策の継続的な実施を支援するため、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」(令和3年4月13日付け障発0413第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス施設・事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」(以下、「国実施要綱」という。)に基づき、障害福祉サービス施設・事業所等(以下、「事業所等」という。)に対して、衛生用品等の購入に必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号。以下、「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、国実施要綱3(4)に基づき事業所等が行う事業を交付の対象とする。
なお、障害福祉サービス等報酬及び他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。

2 交付の対象となる事業所等は、国実施要綱3(4)アに定める全ての事業所等とする。ただし、次に掲げる事業所等であって、「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」及び「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」における「介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業」に係る補助金交付を受ける場合には、本事業の対象としない。

- (1) 療養介護
- (2) 医療型児童発達支援
- (3) 医療型障害児入所施設
- (4) 居宅介護 (共生型・基準該当含む)
- (5) 重度訪問介護 (共生型・基準該当含む)
- (6) 同行援護 (基準該当含む)
- (7) 行動援護 (基準該当含む)
- (8) 生活介護 (共生型・基準該当)
- (9) 短期入所 (共生型・基準該当)
- (10) 自立訓練(機能訓練) (共生型・基準該当)
- (11) 自立訓練(生活訓練) (共生型・基準該当)
- (12) 児童発達支援 (共生型・基準該当)
- (13) 放課後等デイサービス (共生型・基準該当)

3 前項の事業所等は、自己又はその役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号)に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

- (5) 自己、その役員若しくは第三者の不正に利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付額の算定)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
- (5) この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付申請及び実績報告)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3を別に定める日までに知事に提出して行うものとする。ただし、群馬県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）から障害福祉サービス等に係る給付費の支払いを直接受けている障害福祉サービス施設・事業所等は、国保連を通じて交付申請書兼実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び補助金額の確定)

第6条 知事は、前条の規定に基づく交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第4条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定及び補助金額

を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、前条の規定に基づく補助金額が確定した後に精算払により交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第8条 知事は、規則第13条第1項及び第2項に定めるもののほか、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例第7条に抵触するとき
- (3) 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき

(補助金の返還)

第9条 前条の規定により交付の決定を取り消されたときは、当該補助金を知事の定める期限内に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年12月28日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

(別表)

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
国実施要綱別添 3 において定める基準単価の範囲内で知事が必要と認めた額	令和 3 年 1 0 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用（備品はパーテーション、パルスオキシメーターに限る） ただし、消費税及び地方消費税を除く。	1 0 / 1 0